

用地調査等業務積算基準及び標準歩掛の改正概要

- 調査（物件調査等）業務に係る旅費交通費を、原則率を用いた積算によることに変更する。
- 用地測量業務における「現地踏査」「地積測量図転写（地積測量図のみの転写）」「補助基準点の設置」「境界測量」「境界点間測量」「用地現況測量（建物等）」「用地境界杭設置」「復元測量」「現況実測平面図の作成」「横断面図作成」の標準歩掛を一部変更する。
- 調査業務における「附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定」の標準歩掛を一部変更する。
- 調査業務において「独立工作物の見積」の標準歩掛を追加する。
- 文書の体裁や用語の一部を変更する。